（業務方法書の記載事項等の特例） **第三条**　前条各号に掲げる業務が行われる場合には、第一条から第八条まで、第九条から第十一条の二まで、第十四条及び第十七条中「産業基盤整備業務」とあるのは、「産業基盤整備業務並びに機構法附則第七条、第八条の三、第八条の五、第八条の七、第八条の九及び第八条の十に規定する業務」とする。	（業務方法書の記載事項等の特例） **第三条**　前条各号に掲げる業務が行われる場合には、第一条から第八条まで、第九条から第十一条の二まで、第十四条及び第十七条中「産業基盤整備業務」とあるのは、「産業基盤整備業務並びに機構法附則第七条、第八条の三、第八条の五、第八条の七及び第八条の九に規定する業務」とする。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○文部科学省経済産業省令第一号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和六年九月二日

文部科学大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　**齋藤　健**

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省・経済産業省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定研究成果活用支援事業計画の認定） **第三条**　主務大臣は、法第十九条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。	（特定研究成果活用支援事業計画の認定） **第三条**　主務大臣は、法第十九条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第19条第１項の規定に基づき同法第２条第９項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施する者として認定する。」 ２・３　（略）	「産業競争力強化法第19条第１項の規定に基づき同法第２条第10項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施する者として認定する。」 ２・３　（略）

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○経済産業省令第五十五号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年九月二日　　経済産業大臣　**齋藤　健**

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　情報・研修館に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十一条第一号から第十号までに掲げる業務に関する事項 二～四　（略） 備考　表中の（　）は注記である。	（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　情報・研修館に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十一条第一号から第七号までに掲げる業務に関する事項 二～四　（略）

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。